

平成20年1月17日告示第5号

○芳賀町事後審査型条件付き一般競争入札要綱

平成20年1月17日告示第5号

改正

平成25年12月6日告示第117号

芳賀町事後審査型条件付き一般競争入札要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、芳賀町建設工事等執行規則（平成9年芳賀町規則第16号。以下「建設工事等執行規則」という。）に定めるもののほか、町が執行する建設工事等において、一定の資格要件を満たした者による一般競争入札（以下「事後審査型条件付き一般競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 事後審査型条件付き一般競争入札を実施する工事等（以下「対象工事等」という。）は、町が執行する3,000万円以上の建設工事等のうち、町長が芳賀町建設工事請負業者選定要綱（昭和56年芳賀町告示第11号）第4条第1項に定める芳賀町入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮り、町長が決定した工事等とする。

(競争参加の条件)

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定に基づく事後審査型条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、町の建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、原則として次に掲げる要件を満たしているものとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当していない者
- (2) 一定の区域内に建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき設置された本・支店又は営業所があること。
- (3) 対象工事等の業種の経営事項審査結果通知書の総合評点（P）が一定以上の者であること。
- (4) 対象工事等に配置を予定している主任技術者又は監理技術者が適正であること。

と。

- (5) 栃木県建設工事請負業者指名停止基準及び芳賀町建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成14年6月28日決裁）に基づく指名停止期間中でないこと。

（競争参加条件の決定等）

第4条 前条の各号に規定する条件の詳細な要件は、審査会に諮り決定する。

（入札の公告）

第5条 第2条に定める対象工事の公告（別記様式第1号）は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 芳賀町公告式条例（昭和29年芳賀町条例第1号）に規定する掲示場への掲示
(2) 町ホームページへの掲載

2 公告に付する事項は、芳賀町財務規則（平成6年芳賀町規則第11号）第64条第2項の規定に基づくほか、次のとおり行うものとする。

- (1) 工事名
(2) 工事箇所
(3) 工事概要
(4) 工期
(5) 入札参加形態
(6) 入札参加資格要件
(7) 入札参加申請書の提出期限及び提出場所
(8) 入札執行日時
(9) 入札方法
(10) その他入札執行者が必要と認める事項

（入札参加申請）

第6条 入札参加申請は、事後調査型条件付き一般競争入札参加申請書（別記様式第2号。以下「参加申請書」という。）を公告した期日までに提出するものとする。

2 参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。なお、入札参加資格の確認は、開札後に、落札者とするため確認が必要である者（以下「落

札候補者」という。)について行う。

(入札の中止)

第7条 入札参加者の数が1者のときは、入札を中止することができるものとする。

(開札)

第8条 開札は、入札公告に示す日時、場所において行うものとする。

2 入札執行者は、落札候補者の決定とともに、当該落札候補者から順に入札参加資格の審査を行い後日落札決定する旨を宣言し、開札を終了する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第9条 開札後に落札者とするための入札参加資格の確認を行うため、入札執行者は、速やかに落札候補者に連絡し、入札公告に示す事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書(別記様式第3号)及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表(別記様式第4号)の提出を求めるものとする。

2 前項の書類は提出を指示した日から起算して2日(芳賀町の休日を定める条例(平成元年芳賀町条例第4号)に規定する休日を除く。以下「町の休日を除く」という。)以内に持参により提出するものとする。

3 落札候補者が前項の規定による提出期限内に書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

(入札参加資格要件の審査)

第10条 入札執行者は、入札公告に示す入札参加資格要件に基づき、落札候補者が該当要件を満たしていることの審査を行うものとする。

2 審査の結果、落札候補者が該当要件を満たしている場合は、落札決定とし、満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。なお、審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わないものとする。

3 入札参加資格要件の審査は、第8条第2項に規定する確認書類の提出期限日から起算して2日(町の休日を除く。)以内に行わなければならない。

4 入札参加資格要件の審査結果は、事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審

査結果調書（別記様式第5号）により取りまとめるものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格要件不適合の決定）

第11条 入札執行者は、落札候補者が該当要件を満たしていることを確認した場合は、落札者として決定し、当該落札者には速やかに落札通知書を交付するものとする。

2 入札執行者は、落札候補者が当該要件を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件不適合通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

3 落札候補者は入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日（町の休日を除く。）以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

（入札結果の公表）

第12条 入札結果の公表は、落札者の決定後速やかに町ホームページに掲載するとともに総務課において閲覧に供する。

（秘密の保持）

第13条 入札参加者から提出された申請書等は、公表しない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

制定文（抄）

平成20年4月1日から適用する。

前文（抄）（平成25年12月6日告示第117号）

平成26年4月1日から適用する。

入 札 公 告

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

年 月 日

芳賀町長



1 入札対象工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
工 事 概 要	
予 定 価 格	円(消費税相当額を除いた額)

2 入札に参加できる者に必要な資格要件

芳賀町の 年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されている業者で、入札執行日当日において下記の要件を満たしていること。

入 札 参 加 形 態	
業 種	
対象ランク又は経営事項審査結果通知書の総合評点(P)	
建 設 業 許 可	
配 置 技 術 者	建設業法の規定に基づき、本工事に対応する技術者を配置できること。
そ の 他	内に、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に基づき設置された営業所等があること。
	他に手持ち工事のない者を現場代理人として常駐で配置できること。 (本工事の技術者との兼務は可)

3 入札日程等

参加申請書等交付期間及び入手方法	参加申請書の交付は、本公告日から芳賀町ホームページからダウンロード http://www.town.haga.tochigi.jp/ するか、又は、芳賀町総務課に用意してあります。	
参加申請書受付期間	<p>受付期間：本公告日から 年 月 日()まで(必着)</p> <p>提出方法：郵送又は持参 ただし、申請書を持参により提出する場合は、上記のうち、土曜日、日曜日及び祝祭日等を除く、9時から16時まで(12時から13時までを除く。)とする。</p> <p>提出先：〒321—3392 芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地 芳賀町役場 総務課 管財係</p>	
設計図書等の閲覧及び入手方法	<p>設計図書等は、次により閲覧又は有償配布とする。</p> <p>① 閲覧期日・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期 間 年 月 日()から 年 月 日()まで (土曜日、日曜日及び祝祭日等を除く。) 9時から16時まで(12時から13時までを除く。) ・場 所 芳賀町役場 階 会議室 <p>② 有償配布(販売)</p> <p>設計図書等の購入を希望する場合は、下記期日までに申込みすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込期限 年 月 日() ・申込先 芳賀町 課 係(階) 電話028—677— ・販売期間 年 月 日()から 年 月 日()まで (土曜日、日曜日及び祝祭日等を除く。) 9時から16時まで(12時から13時までを除く。) ・販売場所 芳賀町 課 係(階) 電話028—677— ・販売価格は、購入申込み時に示す。 	
設計図書等に関する質疑提出期限	<p>年 月 日()</p> <p>提出先：芳賀町 課 係 (FAX番号)028—677—</p> <p>なお、質疑のない場合でも必ず質疑書を提出すること。 質疑書の指定様式は、町ホームページからダウンロードする。</p>	
設計図書等に関する質問回答日	<p>年 月 日()</p> <p>回答方法：回答は書面(FAX)をもって全ての入札参加業者に行います。</p>	
入札執行の日時	<p>年 月 日()午 時 分</p>	
入札執行の場所	<p>芳賀町役場 会議室</p>	
最低制限価格の設定	<p>有り</p>	
確認書類提出日	<p>提出を求められた日から起算して2日以内(休日条例に規定する休日を除く。)</p>	<p>提出場所：芳賀町役場総務課管財係(2階)</p>
落札の可否	<p>確認書類が提出されてから起算して2日以内(休日条例に規定する休日を除く。)に通知</p>	

4 入札保証金等

入 札 保 証 金	免 除
契 約 保 証 金	納 付
支 払 条 件	前 金 払：有 中 間 前 金 払：無 部 分 払：有

5 その他

(1) 別紙「芳賀町事後審査型条件付き一般競争入札共通事項」に示すとおりとする。

6 照会先

芳賀町 総務課 管財係 TEL 028—677—6011

芳賀町事後審査型条件付き一般競争入札共通事項

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

入札参加申請時において次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 栃木県建設工事請負業者指名停止基準及び芳賀町建設工事等請負業者指名停止措置要領(平成14年6月28日決裁)に基づく指名停止期間中でないこと。

2 競争入札参加手続

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするため確認の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

ア 参加申請書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書(別記様式第2号) (以下「参加申請書」という。)
- ・参加申請書の指定様式は、町ホームページからダウンロードする。

芳賀町ホームページ <http://www.town.haga.tochigi.jp/>

イ 参加申請書受付方法

- ・申請書は郵送及び持参によるものとする。

ウ 参加申請書受付場所

- ・〒321—3392 栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井1020番地
芳賀町役場 総務課 管財係

- (2) 参加申請書受付日までに参加申請書を提出した者は、原則として、当該競争入札に参加できるものとする。

3 設計図書等の閲覧

- (1) 設計図書等は、閲覧又は無償貸与とする。

- ・設計図書等を購入する場合は、指定期日までに工事担当課へ購入申し込みをすること。

- (2) 設計図書等に対する質疑がある場合は、指定した期日までに質疑書により提出(FAXによる)すること。なお、質疑のない場合でも「質疑なし」として、必ず質疑書を提出すること。

- ・回答は指定した期日に書面(FAX)をもって行う。

- ・質疑書の指定様式は、町ホームページからダウンロードすること。

4 現場説明会

行わない。

5 入札方法

- (1) 入札は入札執行の日時に指定した場所に出席して入札書を提出するものとし、郵送及び電送による入札は認めない。なお、出頭した者が代理人であるときは、指定された委任状を提出すること。
 - ・委任状の指定様式は町ホームページからダウンロードする。
- (2) 入札書は、芳賀町の指定様式を使用すること。
 - ・入札書の指定様式は町ホームページからダウンロードする。
- (3) 入札に際しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、自治法施行令、芳賀町建設工事等執行規則(平成9年芳賀町規則第16号)、芳賀町財務規則(平成6年芳賀町規則第11号)及び芳賀町工事等入札心得等の関係法令等を遵守すること。
- (4) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 提出した入札の引換え、又は変更は認めない。

(7) 入札回数は1回とする。

(8) 落札者の決定方法

最低制限価格を設定した場合

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低価格の入札者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

6 工事費積算内訳書

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費積算内訳書を提出すること。

・工事費積算内訳書の指定様式は、町ホームページからダウンロードすること。

(2) 工事費積算内訳書は、入札書を提出する際に提出すること。

ア 工事費積算内訳書は、設計書と同項目とし、記載内容は金額等を明らかにしたものであること。

イ 工事費積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものでない。

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

契約保証金は、有価証券の提出又は金融機関若しくは前払保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 入札参加資格確認手続

(1) 開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次により、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 確認書類

- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書(別記様式第3号)
- ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表(別記様式第4号、別添1、別添2、他別記各様式に定める添付書類)

イ 確認書類の交付

- ・確認書類の指定様式は、町ホームページからダウンロードすること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表(以下「確認書類」という。)の提出を求められた日から起算して2日以内(休日条例に規定する休日を除く)とする。

イ 提出場所

芳賀町役場総務課(2階)

ウ 提出方法

- ・持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認書類が提出された日から起算して2日以内(休日条例に規定する休日を除く)に通知する。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、(3)の通知を受けた日から起算して2日以内(休日条例に規定する休日を除く)に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める確認書類を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

10 請負契約書作成

要する。

11 契約書及び入札(見積)書を定めている執行規則等については、次の場所において閲覧できる。

- ・芳賀町総務課(2階)

12 議会の議決に付すべき契約

予定価格が1件5千万円以上の工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の

規定による議会の議決を得た日から本契約とする。

13 入札の執行中止等

不正な行為等により必要があると認められるときは、入札の延期及び中止又は入札の取消しをすることがある。この場合においては、見積料、郵送料その他積算に関するいかなる費用も補償しないものとする。

14 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

ア 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。

イ 工事費積算内訳書の提出が義務付けられている入札で、工事費積算内訳書が提出されていない入札

ウ 入札書に記載された案件名が不明瞭で判読できない入札

エ 入札書と工事費積算内訳書の案件名が異なる入札

オ 入札書と工事費積算内訳書の金額が異なる入札

カ 入札書の内容を訂正した入札

キ 代表者の記名押印がない入札

ク 予定価格を超える金額の入札

ケ 最低制限価格に満たない金額の入札

コ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。

サ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) (1)のロに該当する場合には、当該工事に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることがある。

(3) 参加申請書を提出した後に指名停止を受けて、入札時点において指名停止期間中である者など、入札時点において、1の資格要件及び入札公告に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

15 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、くじにより落札候補者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

16 支払い条件

(1) 前金払

請求できる。ただし、芳賀町建設工事請負契約書第35条(以下「請負契約書」という。)の規定により計算した額とする。

(2) 部分払

請求できる。ただし、請負契約書第38条の規定により計算した額とする。

(3) 債務負担行為及び継続費による工事の場合は、請負契約書第40条、第41条及び第42条の規定に基づくものであること。

17 配置技術者

- (1) 監理技術者とは、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持している者とする。
- (2) 本工事に配置できる監理技術者、主任技術者(以下「技術者」という。)は、請負者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。なお、恒常的な雇用関係とは、参加申請書提出日現在で3月以上雇用していることをいう。
- (3) 参加申請書に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

18 現場代理人

- (1) 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、工事現場に常駐しなければならない。
- (2) 本町では、現場代理人についても工事を請け負った業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを要件とする。

19 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、当初の予定どおり入札を執行し、その結果、情報どおりの業者が最低価格者となった場合には、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。
 - ア 下請施工を必要とする場合は、可能な限り芳賀町内業者へ発注するように努めること。
 - イ 工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り芳賀町内業者へ発注するように努めること。
- (3) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは申請書、資料の差し替えは認められない。

その1 単体

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

芳賀町長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名



年 月 日公告の(工事名)_____に係る事後審査型条件付き一般競争入札に参加したいので、下記により入札参加申請をします。

なお、本申請書の記載事項は真実と相違ないことを誓約します。

記

1 建設工事入札参加資格

工 種 _____ (建設業許可 特定 一般)

2 配置予定技術者

氏 名 _____

資 格 _____

別記様式第2号
その2 JV

事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

芳賀町長 様

共同企業体の名称

共同企業体代表構成員
の商号又は名称
及び代表者氏名

㊟

共同企業体構成員
の商号又は名称
及び代表者氏名

㊟

記

年 月 日公告の(工事名)_____に係る事後審査
型条件付き一般競争入札に参加したいので、下記により入札参加申請をします。

なお、本申請書の記載事項は真実と相違ないことを誓約します。

記

1 建設工事入札参加資格

工 種 _____ (建設業許可 特定 一般)

2 配置予定技術者

氏 名 _____

資 格 _____

単体 その1

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書

年 月 日

芳賀町長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名



(工事名) _____ に係る事後審査型条件付き一般競争入札について、下記の関係書類を添え、入札参加資格要件の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は、真実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表(別記様式第4号)及び建設業の許可の写し
- 2 主任(監理)技術者の配置(別添1)、施工実績(別添2)及び請負契約書の写し
- 3 経営事項審査結果通知書の写し
- 4 その他の指定資料

別記様式第3号

その2 JV

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書

年 月 日

芳賀町長

様

共同企業体の名称

共同企業体代表構成員
の商号又は名称
及び代表者氏名

㊦

共同企業体構成員
の商号又は名称
及び代表者氏名

㊦

(工事名) _____ に係る事後審査型条件付き一般競争入札について、下記の関係書類を添え、入札参加資格要件の確認を申請します。

なお、本申請書及び添付書類の記載事項は、真実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表(別記様式第4号)及び建設業の許可の写し
- 2 主任(監理)技術者の配置(別添1)、施工実績(別添2)及び請負契約書の写し
- 3 経営事項審査結果通知書の写し
- 4 その他の指定資料

(別添1) 別記様式第3号関係

主任(監理)技術者の配置

商号又は名称

区	分	主任(監理)技術者氏名		年齢	歳
所	属	会	社		
資	格				
監理技術者資格者証番号					
工 事 経 験	過去 年間の工事経験				
	工 事 名				
	工 事 箇 所				
	元 請 ・ 下 請 の 別				
	請 負 金 額				
	工 事 期 間	日間 ~			
	工事概要・技術的特記事項				

- (注) 1 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写しを添付すること。氏名にはふりがなを付けること。
- 2 工事経験に記載の工事に、主任(監理)技術者として従事したことを証明する書類(主任技術者専任通知書、工事台帳等)の写しを添付すること。

(別添2) 別記様式第3号関係

同種・類似公共工事の元請けとしての施工実績

商号又は名称

年 度	工 事 名	工 事 箇 所	発 注 者	請負金額(万円) (出資比率)	工 事 期 間	工事概要・技術的特記事項

- (注) 1 この表には、過去概ね年間においてこの公告の工事と同種又は類似の工事について、元請けとして施工した工事を記入すること。
2 工事箇所は、市長村名まで記入すること。
3 請負契約書の写し及び工事の諸元並びに工法を記述したものを添付すること。
4 共同企業体の場合は、協定書を添付し、出資比率を記入すること。

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表

要 件	項 目	内 容	備 考
(1) 地方自治法施行令 第167条の4第1項(破産者など) " 第2項(入札参加制限)		該当する・しない 該当する・しない	
(2) 建設業の許可及び有効期限		特定 ・ 一般 年 月 日～ 年 月 日	許可通知書の写し 添付
(3) 町の建設工事入札参加資格審査		業種 _____ 工事	
(4) 経営事項審査結果の総合評点		(P) _____ 点	競争参加資格認定 時の経営事項審査 結果の総合評点
(5) _____ 内に建設業法に基づ く本・支店又は営業所があること。		本 店 _____ 市・町 営業所 _____ 市・町	建設業許可申請書 様式第1号及び別 表の写しを添付
(6) 主任(監理)技術者の配置		資 格 有 ・ 無 工事経験 有 ・ 無	別添1に記載
(7) 同種・類似公共工事の元請けとし ての施工実績		有 ・ 無	別添2に記載
(8) 栃木県・芳賀町の指名停止		栃木県：該当する・しない 芳賀町：該当する・しない	

注)

- 1 (4)について、 _____ 年度の一般競争(指名競争)参加資格審査申請時に提出した経営事項審査結果通知書の写しを添付すること。
- 2 (5)について、建設業許可申請書様式第1号及び別表の写しを添付すること。
- 3 (6)について、合格証・監理技術者資格者証の写しを添付すること。

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件審査結果調書

1 審査対象者

商号又は名称	
所在地	

2 審査対象工事

1	工事名	
2	工事場所	
3	工期	
4	工事概要	
5	予定価格	

3 審査事項

- | | | | |
|--|---|---|---|
| <input type="radio"/> 芳賀町建設工事入札参加資格審査申請の有無 | 有 | ・ | 無 |
| <input type="radio"/> 地方自治法施行令第167条の4第1項の該当の有無 | 有 | ・ | 無 |
| <input type="radio"/> 地方自治法施行令第167条の4第2項の該当の有無 | 有 | ・ | 無 |
| <input type="radio"/> 公告日における栃木県・芳賀町の指名停止の有無 | 有 | ・ | 無 |
| <input type="radio"/> 当該工種に係る業種の建設業許可の有無 | 有 | ・ | 無 |
| <input type="radio"/> 当該工種に係る総合評定値又は芳賀町の格付けの適否 | 適 | ・ | 否 |
| <input type="radio"/> 配置技術者の氏名及び資格の適否 | 適 | ・ | 否 |
| <input type="radio"/> 内に建設業法に基づく本・支店又は営業所の有無 | 有 | ・ | 無 |
| <input type="radio"/> その他 | 適 | ・ | 否 |

4 審査結果

第 号
年 月 日

様

芳賀町長

印

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件不適合通知書

年 月 日付けで申請のありました事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件について、審査しましたところ、下記により不適合と認められましたので通知します。

記

- 1 入札公告日
- 2 工事名
- 3 工事箇所
- 4 不適合となった理由

問合せ先
芳賀総務課 管財係
TEL028—677—6011